破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第３１４０号
名古屋市守山区喜多山２丁目41番７号　メゾン寿々喜３－Ｆ号
債務者　小田　聖人
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２０号
岩手県一関市花泉町涌津字深竹92番地
債務者　黒澤　正照
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第４６９号
函館市山の手１丁目32番16号
債務者　山崎真由美
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５４９号
北海道亀田郡七飯町字上藤城３番地９
債務者　千田利恵子
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５５５号
函館市中道２丁目46番21号
債務者　佐藤あけみ
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５５６号
函館市美原５丁目48番46号
債務者　亀谷　真歩（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１７４号
山形県米沢市中田町897番地の32
債務者　阿部　　明
1　決定年月日時　平成22年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１８８号
山形県西置賜郡飯豊町大字萩生1336番地11
債務者　龍山　由加
1　決定年月日時　平成22年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第２１２号
新潟県小千谷市大字**稽**生乙1355番地１　元中子県営アパート221号
債務者　西牧　綾子
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第２４８号
新潟県長岡市曙２丁目４番地12
債務者　松尾　琢哉
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第８３号
滋賀県米原市梅ケ原栄55番地　サープラスウインズ203
債務者　木口　正人
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２２年（フ）第４２２号
岡山県倉敷市玉島八島400番地１　レオパレス八島106号
債務者　中村　淳子
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第４３２号
岡山県倉敷市西富井1330番地３　ロエル102
債務者　宍戸　　葵
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第４４９号
岡山県倉敷市連島町西之浦294番地７
債務者　渕邊恵梨香
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１５４７号
埼玉県新座市野火止４丁目４番６号　ロイヤルシティーＮＩＩＺＡ・Ｔ棟101号室
債務者　武内　健二
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５５１号
埼玉県桶川市北１丁目13番15号
債務者　倉田　久子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７２３号
埼玉県新座市本多１丁目14番22―606号
債務者　成澤　真帆
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７２６号
埼玉県新座市栄１丁目８番29号
債務者　坂本　弥子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係